

## 笠間日動美術館及び春風萬里荘の売店・喫茶室事業者公募要領

### 1. 目的

公益財団法人日動美術財団が管理する笠間日動美術館及び春風萬里荘内売店・喫茶室の委託事業者を公募し、新規事業者を選定する。

### 2. 定義

財団とは、公益財団法人日動美術財団を言う。

事業者とは、笠間日動美術館及び春風萬里荘の売店・喫茶室において販売等を営む者を言う。

### 3. 公募施設の概要

#### (1) 売店の概要

##### ア. 所在地

笠間市笠間 978-4 (笠間日動美術館売店・喫茶室) 及び笠間市下市毛字向山 1371-2 (春風萬里荘売店・喫茶室)

##### イ. 施設内容

- ① 笠間日動美術館 フランス館売店  
構造：鉄筋コンクリート造 2 階の 1 階  
面積：60 m<sup>2</sup>
- ② 笠間日動美術館 企画館売店  
構造：鉄筋コンクリート造 3 階建 1 階  
面積：40 m<sup>2</sup>
- ③ 笠間日動美術館 企画館喫茶室  
構造：鉄筋コンクリート造 3 階建 3 階  
面積：50 m<sup>2</sup>
- ④ 春風萬里荘売店・喫茶室  
構造：木造平屋 1 階  
面積：26 m<sup>2</sup>

### 4. 公募施設営業の条件

#### (1) 目的

施設の目的は、笠間日動美術館等利用者に便益を提供することである。

#### (2) 業務の範囲

売店：書籍、各種グッズ、文具

喫茶：ジュース、ビール等 (清酒は特定銘柄)、軽飲食物

(3) 営業の方法

事業者は直営で営業すること。

(4) 営業日等

笠間日動美術館・春風萬里荘の開館日（毎週月曜日休館）とする。

(5) 営業時間

9時から17時とし、必ず営業すること。

5. 契約について

(1) 契約

公益財団法人日動美術財団と事業者は直接委託契約を締結する。

(2) 契約期間

契約日より2年間とし、契約満了の3か月前までに双方が異議を申し出ない場合は、2年間の更新をすることができる。

ただし、不法行為、契約違反等の行為があったときは、契約を解除する。

なお、事業者の自己都合による年度途中の契約解除をした場合は、違約金（4か月分の家賃）を支払うこと。

(3) 区画使用料

区画使用料は月額200,000円とし、前月25日までに消費税を加算して支払うこと。区画使用料を期日まで支払わない場合は、延滞金として年14.6%の割合を乗じた金額を徴収する。

(4) 保証金

事業者は、契約締結時に保証金として1,000,000円を財団に支払うこと。

契約が満了した時、契約の更新を行わない場合及び契約が解除された場合は、事業者による原状回復及び明け渡し完了後、2ヶ月以内保証金を返還する。ただし、未払金及び原状回復措置不履行等、事業者における当財団に対する債務が残存する時、及び違約金が発生した場合は、これらを差し引いて保証金を返還する。

なお、保証金には金利が発生しない。

6. 仕様について

(1) 内装、備品

① 内装は現状とする。その他追加の設備、営業に必要な什器・備品等は事業者の負担とする。

② 内装を変更する場合は、事前に承認を得たうえで、事業者の負担で改修すること。

③ 事業者は、施設等を善良な管理者の注意をもって利用すること。

- ④ 販売商品は原則変更しない。変更ある時は事前に承認を受けること。
- ⑤ 前事業者の什器類・商品等は全て、前事業者と協議すること。

## (2) 維持、管理

- ① 電気、ガス、水道等の光熱水道費、(空調にかかる経費を含む)上下水道費、賃貸施設及び周辺の清掃衛生費を含む維持管理に要する一切の費用は事業者の負担とする。
- ② 排出ゴミについては分別を徹底し、事業者の責任と負担により処分すること
- ③ 汚水は必ず下水に排出するものとし、衛生管理には十分注意すること。
- ⑥ 売店、喫茶周辺については、事業者の責任と負担で美化に努めること。
- ⑦ 売店、喫茶営業で発生する音(BGM等)については、財団に承認を受け、近隣地域の迷惑とならないように特に配慮し、苦情等については善意を持って対処する。
- ⑧ 従業員等はお客様へおもてなしの心をもって誠実な姿勢で対応すること。

## (3) 報告事項

毎月末に、利用者数(客数)、売上高、苦情等の報告を行うこと。

## (4) その他

- ① 看板等については、当財団の承認を得ること。
- ② 開業に当たって、必要な手続き、資格取得は事業者が行うこと

## 7. 公募参加の条件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 過去に飲食業の営業の実績を有していること。
- (3) 当該事業の契約を締結する能力を有すること。
- (4) 国税・地方税等の未納額がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為に関する法律に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与するものが暴力団員である法人等、その他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当しないこと。
- (6) 当該営業に必要な資格及び免許等を有していること。

古物商・酒販売管理者・衛生管理者等

## 8. 公募方法及び決定

- (1) 当財団のホームページに掲載し、公募する。
- (2) 出店を希望する事業者は以下の書類を令和6年9月30日までに書面にて提出すること。(提出書類については返納いたしません)

会社概況書

営業計画書（基本コンセプト、販売品目・従事者数等）

印鑑証明書

履歴事項全部証明書

国税・地方税等の未納がないことの証明書

直近3年分の決算書

資格・免許の写し

(3) 提出先・連絡先

〒309-1611

茨城県笠間市笠間 978-4

公益財団法人日動美術財団

電話 0296-72-2160 担当 河又

(4) 売店見学

現地見学希望者は、電話にて日時を予約すること。

(5) 質問等

公募についての質問については、文書にて提出ください。

(6) その他

① 必要があるときは、追加書類の提出を求められることがある。

② 必要があるときは、応募書類の提出後にヒヤリング等を実施することがある

9・事業者の決定

(1) 提出書類に基づき、総合的に選考の上決定する。

(2) 選考結果については、選考後速やかに応募者に通知する。

(3) 選考内容に関する問い合わせには一切応じられません。

茨城県笠間市笠間 978-4

公益財団法人 日動美術財団

笠間日動美術館